

登録商標「オルガノサイエンス」無効審決取消請求事件：知財高裁平成 26(行ケ)10268・平成 27 年 8 月 6 日（2 部）判決〈請求認容／審決取消〉

【キーワード】

引用使用商標の著名性，商標の類否判断（商標法 4 条 1 項 11 号・15 号）

【主 文】

- 1 特許庁が無効 2014-890019 号事件について平成 26 年 10 月 31 日にした審決を取り消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

【事案の概要】

本件は，商標登録無効審判請求に対する不成立審決の取消訴訟である。

争点は，①被告（オルガノサイエンス株式会社）の有する下記本件商標と原告（オルガノ株式会社）の有する下記引用商標との同一性又は類似性（商標法 4 条 1 項 11 号）の有無，②本件商標が原告の業務に係る商品・役務と混同を生じるおそれ（商標法 4 条 1 項 15 号）の有無である。

1 本件商標

被告は，下記の本件商標の商標権者である（甲 1， 2）。

オルガノサイエンス （標準文字）

- ① 登録番号 第 5 3 2 5 6 9 1 号
- ② 出願日 平成 20 年 4 月 28 日
- ③ 登録日 平成 22 年 5 月 28 日
- ④ 商品及び役務の区分並びに指定商品及び指定役務

第 1 類 芳香族有機化合物，脂肪族有機化合物，有機ハロゲン化物，アルコール類，フェノール類，エーテル類，アルデヒド類及びケトン類，有機酸及びその塩類，エステル類，窒素化合物，異節環状化合物，有機リン化合物，有機金属化合物，化学剤，原料プラスチック，有機半導体化合物，導電性有機化合物

第 40 類 有機化合物・化学品・原料プラスチックの合成及び加工処理

2 特許庁における手続の経緯

原告は，平成 26 年 3 月 27 日，特許庁に対し，本件商標が商標法 4 条 1 項 11 号及び同 15 号に該当するとして，その登録を無効とすることについて審判を請求した（無効 2014-890019 号）。

特許庁は，平成 26 年 10 月 31 日，「本件審判の請求は，成り立たない。」との審決（本件審決）をし，その謄本は，同年 11 月 10 日に原告に送

達された（弁論の全趣旨）。

3 本件審決の理由の要点

(1) 引用商標（甲3ないし6）

オルガノ

登録番号 第1490119号
出願日 昭和51年4月5日
登録日 昭和56年11月27日
更新登録 平成4年2月27日，平成13年8月28日，平成23年10月18日

商品及び役務の区分並びに指定商品及び指定役務 昭和56年11月27日の設定登録時には第1類「化学品（他の類に属するものを除く）」，昭和57年7月26日に指定商品中「無機工業薬品，有機工業薬品，のり及び接着剤」について放棄による一部抹消の登録がされ，平成14年10月16日に指定商品を第1類「界面活性剤，化学剤」とする書換登録がされた。

(2) 「オルガノ」（使用商標）の著名性について

原告は，「オルガノ」と略称されて水処理装置事業の分野において広く知られており，また，使用商標は，純水製造装置，超純水製造装置，排水処理装置等の商品を含む水処理装置事業について使用する原告の商標として，本件商標の登録出願時には既に，取引者，需要者の間に広く認識されていたものというべきである。しかし，使用商標が，原告の薬品事業を表示するものとして，周知著名になっているものとまではいえない。

(3) 商標法4条1項11号該当性

本件商標は，「オルガノサイエンス」の片仮名を同書同大に同間隔でまとまりよく一連一体に表してなるものであり，これより生ずる「オルガノサイエンス」の称呼もよどみなく一連に称呼し得るものである。「オルガノ」は「器官の，有機の」を意味する英語「o r g a n o」に通じ，「サイエンス」が「科学」を意味する英語「s c i e n c e」に通ずるものであって，「o r g a n o」が連結形として用いられるものであるから，本件商標は，「o r g a n o s c i e n c e」の欧文字を表音表記したものと理解され，全体として一体不可分のものとして認識される。「オルガノサイエンス」の文字は，成語ではない。「オルガノ」の部分と「サイエンス」の部分とに，外観上及び観念上の軽重の差は認められない。

したがって，本件商標は，全体をもって，一体不可分の一種の造語として認識し把握されるとみるのが自然であり，「オルガノサイエンス」の一連の称呼のみを生じ，既成の観念を有しない。

本件商標と引用商標を対比すると，称呼，外観及び観念のいずれの点からみても相紛れるおそれのない非類似の商標である。

(4) 商標法4条1項15号該当性

本件商標と使用商標も非類似の商標であること、使用商標は独創性の程度がそれほど高いものではないこと、使用商標は原告の水処理装置事業について使用する商標として著名であるとしても、本件商標の指定商品及び指定役務の分野においては必ずしも周知著名性を獲得しているとまではいえないこと、本件商標の指定商品及び指定役務と使用商標が使用されている商品との具体的な関連性や取引者及び需要者の共通性等が必ずしも明らかではないこと、などからすると、本件商標をその指定商品等について使用した場合、需要者が出所混同を生じるおそれはない。

(5) まとめ

本件商標の登録は、商標法4条1項11号及び同15号に違反してされたものではないから、同法46条1項1号により無効とすることはできない。

【判 断】

1 引用商標及び使用商標の周知著名性について

(1) 原告は、昭和21年に株式会社日本オルガノ商会として設立され、同41年に現商号である「オルガノ株式会社」に商号変更した。原告は、純水製造装置、超純水製造装置、排水処理装置、発電所向けの復水脱塩装置、官公需向けの上下水設備等の製造、納入、メンテナンスといった水処理装置事業と、水処理薬品、イオン交換樹脂、食品添加物等の製造、販売といった薬品事業を主に行っており（甲7、8）、本件商標の登録出願時（平成20年）には資本金が約82億円に達し、該期の売上高は735億9200万円（そのうち、水処理装置事業が581億7200万円、薬品事業が154億2000万円）に及ぶ（甲10）。特に、超純水製造装置は、水処理事業の主力商品であり、市場シェアの3割以上を占める（甲15）。また、原告は、多数の子会社、孫会社を有しており、これら子会社、孫会社のほとんどがその商号中に「オルガノ」の文字を含んでいる（甲7）。

原告発行にかかる総合カタログ及び個別商品カタログには、いずれの表紙にも、図形と「ORGANO」又は「オルガノ」の文字との組合せからなる標章が表示されている（甲30ないし79）。そして、かかる図形と「ORGANO」又は「オルガノ」の文字とは、常に不可分一体のものとして認識し把握されるべき格段の理由は見だし難いから、それぞれが独立して出所識別標識としての機能を果たし得るものといえる。

昭和39年から現在に至るまで50年以上にわたり、新聞の題字広告（1面の新聞紙名の真下に表示される広告）として「オルガノ」の文字からなる使用商標が、「総合水処理・イオン交換装置」、「純水装置・排水処理装置」、「水の高度処理全システム」、「すべての水は資源」、「水のプラントメーカー」、「水のトータルエンジニアリング」、「工場の節水支援 排水処理・水リサイクル技術」、「心と技で水の価値を創造する」等の語句とともに定期的

に掲載されており、近年では朝日新聞、読売新聞及び日本経済新聞の3紙に掲載されている（甲80ないし83）。

図形と「ORGANO」又は「オルガノ」の文字との組合せからなる標章を表示した原告の企業広告が、昭和51年頃から平成24年頃まで、日本経済新聞、朝日新聞等に不定期に掲載されているが、これらは、原告の薬品事業やその製造販売に係る薬品に限定された広告ではなく、原告の水処理関連技術、装置ないしシステムや、原告の事業全体を抽象的に広告したものと認められる（甲89ないし91）。そして、原告の広告は、日本工業新聞広告大賞（日本工業新聞）、日本産業広告賞（日刊工業新聞）を度々受賞している（甲86、87）。

原告については、各種雑誌、新聞等の記事に取り上げられ、多くは「オルガノ」として紹介され、中には、図形と「ORGANO」又は「オルガノ」の文字との組合せからなる標章を表示した広告が共に掲載されているものもある（甲99ないし127）。これらは主に、原告の水処理関連事業ないし装置に言及したものであるが、超純水の製造には薬剤が使用される場合があるとされ（甲106）、また、大手水処理メーカーとして原告と並び称される栗田工業が、超純水システムを販売した顧客とメンテナンスや薬品販売で長期関係を築くと紹介される（甲114）など、水処理事業には薬品販売が伴うものであると認識されていたものと認められる。その他、2007年に社団法人日本産業機械工業会主催の「第33回優秀環境装置表彰」において、原告の電子部品洗浄用機能水製造装置が経済産業大臣賞を受賞し、そのことが新聞報道された（甲130ないし132）。

以上より、引用商標及び使用商標は、本件商標登録出願時には、原告及び原告の事業ないし商品・役務を示すものとして相当程度周知となっており、原告の事業は水処理関連事業であるが、これには薬品事業が伴うものと認識されていたものと認められる。

(2) これに対して被告は、①原告ないし原告の関連会社以外を権利者とする、「オルガノ」を含む登録商標が複数存在し、「ORGANO GOLD」が原告の登録商標を理由に拒絶通知されておらず、「オルガノ」を含む商標・商号は、ネット上で原告ら以外も使用しており、これを「有機」の意味で使用しているものもあること、②特許庁電子図書館の日本国内周知著名商標に、「オルガノ」は含まれておらず、「オルガノ」が防護標章登録されていないこと、③原告の国内関連会社7社のうち、3社の社名は「オルガノ」が付されておらず、原告は、「オルガノ」を含まない商標も多く登録していること、④最終需要者が日常触れないような製品を提供している原告や被告は、衣料品などの会社に比べて周知度は低く、原告の薬品事業の年商を凌駕する企業は多々あること、⑤原告の水処理薬品は、水処理装置と相互に密接に関連するから、水処理技術に秀でた原告の事業としては、薬品事業は周知著名とはいえないこと、⑥新聞等の印刷物の記載は、興味のあるものしか目に入らないものである

から原告の題字広告によって原告が周知著名であるとはいえないことから、引用商標及び使用商標は周知著名商標ではないと主張する。

しかし、被告の上記各主張は、以下のとおり、いずれも理由がなく、前記(1)の証拠に基づく認定事実を左右するに足りるものではない。すなわち、①第三者の「オルガノ」を含む登録商標の存在、それらが原告の登録商標を理由に拒絶査定されていないことや、第三者の「オルガノ」を含む商標・商号の使用は、それ自体では引用商標及び使用商標の周知性を否定するものではなく、その周知性の有無は、前記(1)に認定とおり、引用商標及び使用商標の具体的な使用の程度、内容に基づいて判定されなければならない。また、「オルガノ」を「有機」の意味で使用することがあるとしても、後に認定のとおり(第5の2(2))、本件商標登録出願時に「有機」の意味での使用が一般に浸透していたとは認められない。②特許庁電子図書館の日本国内周知著名商標に「オルガノ」が含まれていないこと、及び、「オルガノ」が防護標章登録されていないことは、そのみでは、引用商標の周知性を認定する妨げとはならない。③原告は、引用商標ないし使用商標以外の商標も登録しており、また、使用しているが、これらの登録商標の使用により、引用商標及び使用商標の周知性が減殺されていると認めるに足る証拠はない。④薬品事業や水処理事業を営む企業が、幅広い需要者を有する衣料品などを取り扱う企業より、一般市民に対して相対的に周知著名性が低くなることはあり得るが、このことが、当該企業の商品又は役務の需要者に対する周知著名性を否定する根拠となるものではない。原告の年商を上回る企業が多々あるとしても、原告の年商は相当程度大きく、また、このことが、引用商標及び使用商標の周知性を否定する理由とはならない。⑤原告の水処理事業が著名であるとしても、上記認定のとおり、そのことにより、薬品事業の周知性が否定されるものではない。⑥印刷物について興味があるものしか目に入らないとする主張は、印刷物を利用した宣伝効果を否定するものであって、採用できない。原告による引用商標及び使用商標についての永年にわたる題字広告は、本件商標の指定商品及び指定役務の取引者・需要者のみならず、一般の消費者に対しても一定の宣伝効果を有したものと推認される。

(3) したがって、引用商標ないし使用商標は、原告の薬品事業を含む原告の事業ないし商品・役務を示すものとして相当程度周知であったものと認められる。

2 取消事由1(商標法4条1項11号該当性についての判断の誤り)について

(1) 上記のとおり、引用商標「オルガノ」は、本件商標登録出願当時、相当程度周知であったものと認められる。

(2) 本件商標「オルガノサイエンス」は、「オルガノ」と「サイエンス」の結合商標と認められるところ、その全体は、9字9音とやや冗長であること、後半の「サイエンス」が科学を意味する言葉として一般に広く知られているこ

と、前半の「オルガノ」は、「有機の」を意味する「o r g a n o」の読みを表記したものと解されるものの、本件商標登録出願時の広辞苑に掲載されていない（甲133）など、「サイエンス」に比べれば一般にその意味合いが十分浸透しているものとは考えられないことが認められ、さらに、上述のような引用商標の周知性からすれば、本件商標のうち「オルガノ」部分は、その指定商品及び指定役務の取引者、需要者に対し、商品又は役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認められ、他方、「サイエンス」は、一般に知られている「科学」を意味し、指定商品である化合物、薬剤類との関係で、出所識別標識としての称呼、観念が生じにくいと認められる（最（二）判平成20年9月8日、裁判集民事228号561頁参照。）。したがって、本件商標については、前半の「オルガノ」部分がその要部と解すべきである。

(3) 本件商標の要部「オルガノ」と、引用商標とは、外観において類似し、称呼を共通にし、一般には十分浸透しているとはいえないものの、いずれも「有機の」という観念を有しているものと認められる。したがって、両者は、類似していると認められる。

(4) 本件商標の指定商品と、引用商標の指定商品とは、いずれも「化学剤」を含んでいる点で共通している。

3 したがって、原告の主張する取消事由1は理由があるから、その余の点を判断するまでもなく、原告の請求には理由がある。

結 論

よって、本件審決を取消すこととして、主文のとおり判決する。

【論 説】

1. 第1審の特許庁審判部においては、原告（審判請求人）が引用して主張した登録商標「オルガノ」は、使用商標として、原告の薬品事業を表示する周知著名になっているものとまでは言えないと判示したほか、法4条1項11号の該当性については、本件商標は「サイエンス」が英語「s c i e n c e」に通ずるもので、「o r g a n o」が連結形として用いられているものであるから、「o r g a n o s c i e n c e」の欧文字を表音表記したものと、全体として一体不可分のものと認識され、この2文字部分に外観及び観念上の軽重の差は認められないから、本件商標は「全体をもって、一体不可分の一種の造語と認識し把握されるとみるのが自然であり、『オルガノサイエンス』の一連の称呼のみを生じ、既成の観念を有しない。」と認定した。その結果、両商標は、称呼、外観及び観念のいずれの点からみても相紛れるおそれのない非類似の商標であると判断された。

また、引用商標は使用商標として独創性の程度がそれほど高いものではないことや本件商標の指定商品や役務の分野では周知著名性を獲得していないし、両商標の使用商品の具体的な関連性や取引者・需要者の共通性等が必ずしも明らかでないこと等、需要者が出所混同を生じるおそれはないから、法4条1項1

5号の規定にも該当しないと判断された。

2. これに対し、第2審の知財高裁では審決の判断はいずれも誤りであるとして取消し、本件商標は引用商標と類似するものであるからとして、登録無効の判断をしたのである。

知財高裁における審決取消の最大の理由は、原告の引用商標（登録商標）であるとともに使用商標である「オルガノ」は、証拠上、本件商標の登録出願時において、原告及び原告の事業や商標・役務を示すものとして相当程度周知となっていると認定されたことにある。そのために原告は、主張する事業分野に関して使用している旨の証拠を多数提出した功績は大きい。これに関する取消事由として、判決は適用規定をなぜか挙げていないが、法4条1項10号ということになるだろう。

3. しかしながら、判決は前記のとおり、引用・使用商標の周知性を認定しながら、審決取消事由としたのは、法4条1項11号への該当性だけであったのである。

知財高裁が、法4条1項11号を適用したのは、すでに商標「オルガノ」が昭和56年11月27日に設定登録されて以来、3回の更新登録をされて長年有効に存続している商標権であることを評価したからであろう。

しかも、本件商標の「オルガノサイエンス」は、2語から成る結合商標であり、「サイエンス」の文字の非造語性と普通名詞性を考慮すると、標章の主要部は「オルガノ」にあると解し、これに前記周知性を考慮すると、引用登録商標と類似するものと認定しても何らおかしくないのである。

したがって、指定商品「化学剤」の共通性から、法4条1項11号に該当するとして審決を取り消したのは妥当といえるのである。

4. ただ高裁判決においては、審決取消の理由として法4条1項10号への該当性についても具体的に認定しているのであるから、この規定の適用についても法4条1項11号と並記して然るべきではなかったかと思う。

しかし、判決としては、法4条1項11号だけの理由で十分であったから、その前提として10号的な理由は不要であったといえるだろう。

なお、最後に一言すれば、本件商標の被告会社は、その商号名から原告会社の系列会社ではなかったのかと、筆者は最初に思ったものである。

[牛木 理一]